

熊谷市農業委員会
第25回総会議事録

令和5年8月28日（月）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第25回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年8月28日(月)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年8月28日(月)午後2時50分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 39名
- (2) 欠席数 8名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	欠	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	欠	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	欠	菊地 修一郎	23	出	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	欠	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	欠	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

(2) 報 告

報告事項（1） 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項（2） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項（3） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項（4） 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項（5） 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2 a 未満の農業用施設）

報告事項（6） 農地改良の届出について

報告事項（7） 反論書について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第25回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中22名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、14番、栗原委員、15番、大鷲委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</p>

議長	<p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】</p> <p>議案書は1頁から3頁、議案書資料については1頁から2頁を御覧ください。</p> <p>概要の説明に先立ちまして、1点御報告がございます。議案番号7番について、申請の取下げがございました。したがって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については議案番号7を除き、全8件の申請となり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>事務局説明のとおり、議案番号7については取り下げ願いが提出されたことから、審議から除外いたします。</p> <p>また、本案につきましては、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号6については、譲受人が私、木部の同居の親族であるため、議事参与の制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わっていただき、先に審議をお願いいたします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を 夏目職務代理に代わる)</p>
夏目会長職務代理	<p>議案番号6について、会長に代わりまして議事を進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案番号6について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>

夏目会長職務代理	<p>(なしの声)</p> <p>特に、(または 他に) 質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における、議案番号6について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わりませう。</p>
議長	<p>(木部会長 入室)</p> <p>続きまして、議案第1号における議案番号6及び議案番号7以外の案件につきまして、質疑・意見等を求めます。</p> <p>質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号における、議案番号6及び議案番号7以外の案件につきまして、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p>
事務局	<p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局から議案第2号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の4頁と、議案書資料の3頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については全3件、内訳は「農家住宅の敷地拡張」が3件です。</p> <p>農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出</p>

事務局	<p>されている質疑等ありますか。</p> <p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第3号について概要を説明する。】 議案書の5頁から、議案書資料は4頁からを御覧ください。 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については全22件、内訳は「自己用住宅」16件、「住宅敷地拡張」1件、「資材置場」1件、「駐車場」3件、「太陽光発電」1件です。 農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで、補足説明をさせていただければと思います。議案書の10ページをご覧ください。議案番号19番、〇〇〇への転用で譲受人が〇〇〇〇〇〇〇〇〇の案件になります。今回の計画では〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇〇として利用したいとの事で申請を受けています。現地確認の結果、〇〇〇〇〇〇が不整形で、土地全てを〇〇〇として利用する計画にはなっておりません。そこで19番の案件については条件付きの許可相当で審議いただきたいと思います。 議案番号19番につける条件は「転用面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められた後に許可されたい」という内容で考えております。 以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>1件だけ、事前に御質問をいただいておりますので、御報告させて</p>

	(なしの声)
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号における議案番号19以外の案件につきまして、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	(挙手 全員)
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案第4号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の12頁を御覧ください。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)については、「公共工事のための資材置場」1件です。</p> <p>以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
神沼農業委員	<p>一時転用の期間はどのくらいですか。</p>
事務局	<p>〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の希望は、許可から5か月間、使用したいということです。</p>
神沼農業委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p>
	(なしの声)
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

議長	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第5号について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について御説明いたします。</p> <p>議案書の13頁から20頁、議案書資料6頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は、全25件、100筆、170,906.00㎡です。</p> <p>内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】</p>

議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における、議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員・多数)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。</p> <p>以上で、全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(6)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>次に、報告事項(7)反論書について、事務局の報告及び説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、報告事項(7)反論書について概要を説明する。】</p> <p>事務局の説明が終わりました。本件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
田中農業委員	<p>反論書について、畝間を何メートル間隔にするとか、一反当たり何本くらい植樹するとか、具体的な数字を示しながら反論した方がよいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>県大里農林振興センターとも相談しながら対応しています。今回の内容は効率的な栽培方法を提案することが主な論点ではないと考えており、御理解いただきたいと思います。</p>
議長	<p>他に、質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようです。以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。あり</p>

事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農業経営基盤強化促進法に係る「農業基盤強化の促進に関する基本的な構想」(案)に関する説明及び意見の依頼、熊谷市収入保険加入推進事業費補助金の説明、熊谷市優良農家被表彰者の推薦依頼、熊谷市担い手育成協議会研修会の開催案内(以上、農業政策課)、農業経営及び農地利用の意向等の調査(素案地図基礎データ)実施の説明、熊谷市農業施策に関する意見書提出のための意見募集に係る説明、空き農業用施設等のリストづくりの情報を引き続き依頼、農地パトロールに係るタブレット利用に関する質疑受付(以上、農業委員会事務局)をそれぞれ行う。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
夏目会長職務代理	<p>(閉会のあいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局職員

局長	浅見 和彦
次長兼農政係長	佐藤 雅史
主任	贄田 敦嗣
主任	日下部 慎二
主任	滝口 悠太

産業振興部農業政策課職員

副課長	田島 昭宏
主幹兼生産振興係長	田口 清和
主査	飯田 正乃

令和5年8月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 栗 原 一 森 _____

署名委員 大 鷲 利 夫 _____